

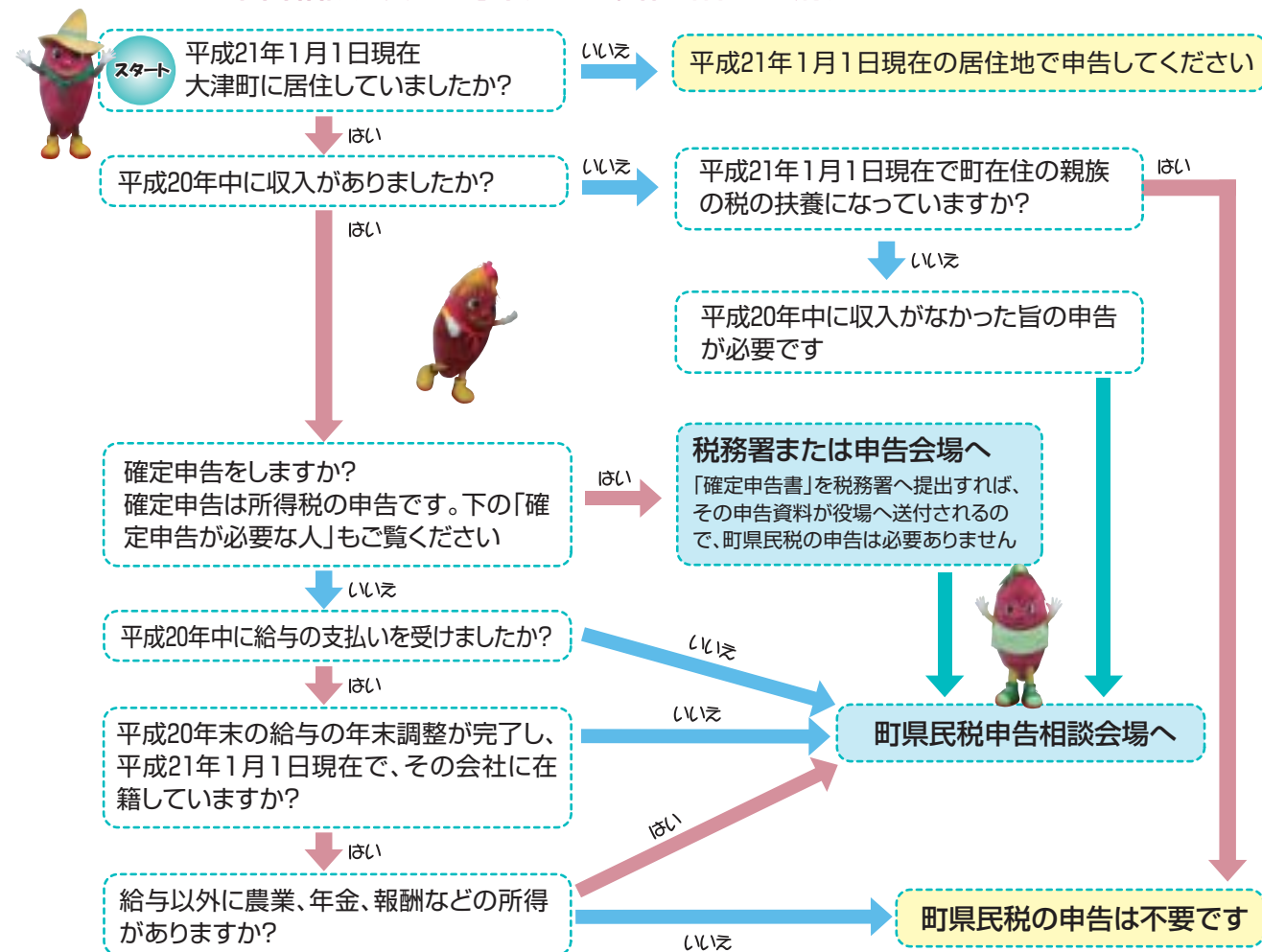
町県民税の 申告の準備は お早めに!

そろそろ町県民税の申告の時期がやってきます。
今月号では申告が必要かどうか調べてみましょう。

町県民税は、前年(平成20年1月～12月)の所得(収入から必要経費などを差し引いた金額)に基づき計算される、県や町に納める税金です。

申告期間：2月16日(月)～3月16日(月)(土、日を除く)

申告相談会場：町中央公民館2階 大会議室



確定申告が必要な人

- ★給与の年収が2,000万円を超える人
- ★給与、退職以外の所得金額が20万円を超える人
(20万円以下の人は町県民税申告が必要です)
- ★給与を2ヵ所以上からもらっている人
- ★昨年マイホームを住宅ローンで購入した人
- ★多額の医療費を払って所得税の還付を請求する人
など

住宅ローン控除(新築)の申告をする人へ

町の申告会場は大変混雑しますので、税務署での申告をお願いします。
また、中古や増改築の件は税務署で申告してください。

年金収入のみの人へ

2月12日(木)、13日(金)に収入が年金のみの人を対象に申告相談を行います。

受付時間 午前9時～午前11時
午後1時～午後3時

必要なもの

公的年金源泉徴収票、印かん、生命保険、地震保険などの控除証明書、社会保険料を支払った領収書(任意継続分のみ)、医療費控除を受ける人は医療費の領収書(高額医療の払い戻しがあった人は通帳も)

※今年は個別の案内通知はしませんので、申告を希望する人はご来場ください。2月16日から3月16日までの平日でも受け付けます。

農業用機械の軽油引取税免税証の申請

農業用の機械に使用する軽油免税手続きを行います。

- 受付日 1月15日(木)、16日(金) 午前9時～午後4時
(正午から午後1時までを除く)(共同申請者を含みます)
- 場所 菊池地域振興局1階 第4会議室
- 必要書類

免税軽油使用者証の有効期限	軽油引取税の免税手続きに必要な書類(下記参照)
新規申請の人	①、②、④～⑩、⑪、⑫は事前に準備すること
平成21年2月28日までの人	①～⑪、⑫～⑭は事前に準備すること
平成22年2月28日までの人	①～⑪(事前に準備すること)

- ①免税軽油使用者証交付申請書
 - ②誓約書
 - ③免税軽油使用者証
 - ④耕作証明書(農業委員会交付)
 - ⑤免税機械の所有・使用証明書(市町村税務課交付)
 - ⑥免税機械の写真(前後横の写真を1枚ずつ)
 - ⑦印かん(法人は実印、個人は認印可)
 - ⑧手数料(500円分の収入証紙)
 - ⑨免税機械のリース契約書等
 - ⑩農作業受委託証明願(農業委員会発行)
 - ⑪免税証交付申請書
 - ⑫免税軽油の引取り等に係る報告
 - ⑬免税証交付申請書付表1
 - ⑭免税証交付申請書付表2
 - ⑮免税軽油所要数量計算明細書
 - ⑯未使用の免税証
 - ⑰申請者本人を確認する書類(運転免許証など)
- ※⑨、⑩については該当の人のみ

※注意点など、詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ 菊池地域振興局 税務課 ☎0968(25)4124

固定資産税の 償却資産の申告は 2月2日(月)までに!

償却資産を持っている人は申告が必要です

償却資産とは、会社や個人で工場、商店、農業などを経営している人が、その事業のために用いることができる機械、機具、備品などの有形財産で、その減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得計算上損金又は必要経費に算入されるものをいいます。

償却資産の種類と具体例

- ①構築物(煙突、鉄塔など)
- ②機械および装置(旋盤、ポンプ、動力配線設備など)
- ③船舶
- ④航空機
- ⑤車両および運搬具
(自動車税、軽自動車税に該当するものを除く)
- ⑥工具、器具および備品
(看板、陳列ケース、切削工具、事務機器など)

(例)ミシンを家庭用で使用している場合は申告の対象になりませんが、縫製工場などで事業用として使用している場合には、償却資産として申告の対象になります。

平成20年度に住民税の住宅ローン控除を受けた人へ

住民税の住宅ローン控除の適用を受けるには毎年申告が必要です
今年の申告期限 3月16日(月)

対象となる人	平成20年度に住民税の住宅ローン控除を受けた人 ※平成20年度に対象になった人でも、所得の内容などで対象にならなかったり、また新たに対象となったりする場合があります。 年末調整で住宅ローン控除の適用を受けている人の場合は、源泉徴収票の「源泉徴収税額」が0で、「住宅借入金等特別税額控除可能額」に金額が記載され、この金額が「住宅借入金等特別控除の額」よりも大きい人が対象です。
申告方法	●年末調整で「住宅借入金等特別控除」の適用を受け、確定申告をしない人 源泉徴収票を添付して税務課へ提出してください。2月12日(木)～3月16日(月)は申告相談会場(町中央公民館)へ提出してください。 ●確定申告をする人 確定申告書とともに税務署へ提出してください。

ひとこと
農業、営業、不動産所得などの申告には、収支(収入金額と必要経費)内訳書の作成が必要です。その金額が確認できる領収証などを整理し、事前に収支内訳書を必ず作成してください。